

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（四件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送付 月日 | 本院へ 提出 | 参議院 | | | 衆議院 | | 備考 |
|----|----------------------------------|------------------|------------|-----------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--|
| | | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | |
| 1 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 | 議長 （二二、一一、一八） | 二二、一八 | 二二、一八 | （予） 二二、一八 | 可決 二二、一八 | 可決 二二、一八 | （予） 二二、一八 | 可決 二二、一八 | |
| 2 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 | 議長 （二二、一一、一八） | 二二、一八 | 二二、一八 | （予） 二二、一八 | 可決 二二、一八 | 可決 二二、一八 | （予） 二二、一八 | 可決 二二、一八 | |
| 10 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 | 議長 （三三、三三、二七） | 三三、二七 | 三三、二七 | （予） 三三、二七 | 可決 三三、二八 | 可決 三三、二八 | （予） 三三、二七 | 可決 三三、二七 | |
| 18 | 国会法の一部を改正する法律案 | 議長 （五、七） | 五、七 | 五、七 | （予） 五、七 | 修正 五、八 | 修正 五、八 | （予） 五、七 | 可決 五、七 | 衆議院 三、五、八 衆議院 五、八 衆議院 八 |

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げることとし、平成二年四月一日から適用しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げることとし、本年四月から適用しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤手当算定の基礎額の加算等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額の改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、給料月額を引き上げる。

二、期末手当及び勤勉手当算定の基礎額について、一般職公務員の期末手当及び勤勉手当に関する加算措置と同様の措置を講ずる。

三、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日か

ら適用する。

委員長報告

前ページ参照

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

永年在職表彰議員特別交通費の月額を、本年四月から三十万円（現行二十五万円）に改める。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、本年四月から、永年在職表彰議員特別交通費の月額を二十五万円から三十万円に改めようとするものであります。

委員会に起きましたは、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

国会法の一部を改正する法律案（衆第一八号）

要旨

本法律案は、衆議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとし、第二百二十一回国会の召集の日から施行することとするものである。

修正要旨

参議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

本法律案は、国会法第四十一条第二項に規定されております、衆議院の社会労働委員会について、これを厚生委員会と労働委員会とに分けることとするものでありまして、第二百二十一回国会の召集の日から施行することといたして

おります。

委員会におきましては、まず、提出者の衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取いたしました。

引き続き、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派を代表して高木理事より、第四十一条第三項について、参議院の社会労働委員会を厚生委員会と労働委員会とに分けることとする旨の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。